

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 中村設備工業株式会社  
代表者及び住所 和歌山県和歌山市市小路194-1  
代表取締役 中村 恒夫
2. 指名停止措置期間 : 令和5年1月13日から令和5年2月12日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 中村設備工業株式会社及び同社の前代表取締役は、令和4年10月27日、法人税や消費税等を脱税したとして、法人税法違反及び消費税法違反等の罪で和歌山地方検察庁に起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 中村設備工業株式会社及び同社の前代表取締役が法人税法違反及び消費税法違反等の罪で公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)